

公益財団法人愛知県スポーツ協会加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第3章第5条の加盟団体に関する入会及び脱退並びに負担金の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款の第5条第1号から第4号に掲げる団体をいう。

(加盟競技団体の組織)

第3条 加盟競技団体は、愛知県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、適正なる組織を有し、その団体を代表する会長を置き、また所属する全国競技団体のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟地域団体の組織)

第4条 加盟地域団体は、愛知県内の市、町、村単位において統轄するスポーツ団体として適正なる組織を有し、その団体を代表する会長又は理事長を置かなければならない。

(加盟学校体育団体)

第5条 加盟学校体育団体は、愛知県内の高等学校、中小学校の運動部の総合的統轄団体として適正なる組織を有し、その団体を代表する会長を置かなければならない。

(加盟団体会長会議その他)

第6条 この法人の理事長又は副理事長は、必要に応じ加盟団体会長会議を開催することができる。

2 この法人の理事長又は副理事長は、必要に応じ加盟団体事務連絡会議を開催することができる。

(報告及び届出義務)

第7条 加盟団体は、毎事業年度開始から1か月以内に、事業計画書及びこれに伴う予算書を提出しなければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3か月以内に、前年度の事業報告書及びこれに伴う決算書を提出しなければならない。

3 加盟団体は、各種届出に変更が生じた場合、直ちにその旨を報告しなければならない。

(負担金)

第8条 加盟団体は、毎年5月末日までに別表1に定める負担金を本会に納入しなければならない。

(加盟)

第9条 この法人の目的に賛同し、加盟団体となろうとする団体は、その団体の意思に基づき、団体の代表者より次の書類を本会理事長あてに提出し、この法

人の理事会において、総理事の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(1) 加盟申請書（加盟申請の趣旨、事務局所在地及び連絡先を明記すること。）

(2) 規約・規程等

(3) 所属団体及び支部組織一覧表

(4) 役員名簿

(5) 前年度事業概要、当該年度事業計画書及びこれに伴う収入支出予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに第9条に定める負担金を納付しなければならない。

（脱退）

第10条 この法人の加盟団体から脱退しようとする加盟団体の場合は、次の書類をこの法人理事長あてに提出し、この法人の理事会において、総理事の過半数の同意を得なければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由書

2 加盟団体が、定款第3章第5条の団体でなくなった場合、又はこの法人の加盟団体としてこの法人理事長が不適当と認めたときは、この法人の理事会において、総理事の3分の2以上の同意を得てこれを脱退させることができる。

（納付金等の精算）

第11条 加盟団体が前条第1項又は第2項により脱退した場合、既に納付した負担金、拠出金支払経費等は返還しない。また、脱退前に支払義務が生じたものについては、直ちにこの法人へ納付しなければならない。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2025年5月30日から施行する。

別表1（第9条関係）

	団体名・規模等	負担金額
競技団体	スキー、スケート、アイスホッケー、水泳、陸上、サッカー、テニス、バーレーボール、体操、バスケットボール、ラグビーフットボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、自転車、軟式野球、バドミントン、ソフトボル、柔道、剣道、クレー射撃、空手道、ゴルフ、少林寺拳法、トライアスロン、ドッジボール、バウンドテニス、バトン、ビリヤード、エアロビック、ダンススポーツオリエンテーリング、合気道、スポーツチャンバラ	380,000円
	ヨット、ボート、ホッケー、ボクシング、レスリング、ウエイトリフティング、相撲、馬術、山岳、フェンシング、弓道、ライフル射撃、なぎなた、アーチェリー、銃剣道、カヌー、ボウリング、日本拳法、パワーリフティング、武術太極拳、綱引、グラウンド・ゴルフ	240,000円
地域団体	50万人未満 50万人以上 100万人未満	人口一人当たりに、3円を乗じた額の千円未満切り捨てた額 人口一人当たりに、3円を乗じた額の千円未満切り捨てた額、ただし150万円を限度とする。
	100万人以上 150万人未満 200万人以上	人口一人当たりに、2.5円を乗じた額の千円未満切り捨てた額、ただし、250万円を限度とする。 人口一人当たりに、2円を乗じた額の千円未満切り捨てた額、ただし、400万円を限度とする。
学校団体	愛知県高等学校体育連盟 愛知県中小学校体育連盟	96,000円 36,000円

※ 推計人口は、愛知県統計課による毎年7月1日現在の「あいちの人口 愛知県人口動向調査結果の前年数値を元にする。